様式第２号（第６条関係）

**申請手続のための確認事項（共通）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確 認 項 目（確認欄に、✔してください。該当しない項目は斜線を引いてください。） | | 確認欄 |
| 交　付　要　件 | 申請者は、旭川市民又は旭川市内の事業者である。  （完了報告時に、旭川市民又は旭川市の事業者になる予定を含む。） | □はい |
| 申請者が自ら居住若しくは居住を予定している市内の住宅又は事業活動の実施若しくは実施を予定している市内の事務所等に補助対象設備を設置する。 | □はい |
| 旭川市の市税を滞納していない。 | □はい |
| 申請者及び手続代行者は、旭川市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は第７条第１項に規定する暴力団関係事業者に該当しない。 | □はい |
| 補助対象設備の請負工事を実施する者は、市内に居住する個人事業主又は、市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者である。 | □はい |
| 申請の制限 | 今年度において、同一場所で１設備のみ、かつ１回の申請である。 | □はい |
| 過去に、次の補助金要綱により、同一の補助対象設備の補助金交付を受けたことがない。  ・旭川市太陽光発電設備等導入推進事業補助金交付要綱  ・旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱  ・旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱 | □はい |
| 今年度、旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金の申請をしていない。 | □はい |
| 運転状況  の報告 | 補助対象設備の運転状況等について市長に報告し、市長が運転状況等を公表することに同意する。 | □はい |
| 処分の制限 | 補助対象設備を取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数に相当する間、市長の承認を受けず、又は補助金交付の目的に反して、使用（転用）し、取外し、譲渡し、交換し、貸付担保に供し及び取壊し又は廃棄しない。 | □はい |
| 消費税仕入  控除税額等 | 申請者が、消費税の納税**事業者**である場合、交付申請、完了報告及び消費税の確定申告等において、補助金に係る消費税等仕入控除は行わない。  ※ 申請者が消費税の納税事業者でない場合は斜線を引いてください。 | □はい |
| その他 | **私（申請者）は、旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金の目的を十分に理解しており、旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金交付要綱及び旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金交付要領に記載された内容について遵守する。** | □はい |